

### 3) 法定点検等整理表（作成例 3-3）

点検等が必要な施設規模・点検周期・点検者・点検内容等は下記のとおりです。  
当庁舎で点検対象となる項目は■となっている項目です。

\*地方公共団体が定める条例等により、点検対象や点検頻度が上記と異なる場合は、その内容を記載する。

(1/3)

適用	点検項目等	点検対象の例示	点検資格者等	点検頻度	根拠法令等
□	建築物の敷地及び構造等	敷地、地盤、塀、擁壁 基礎、木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、特殊構造等（膜・免震）、階段、バルコニー、煙突 屋根、外壁（外装仕上げ材等）、床、天井、壁、窓サッシ、屋上面、パラペット、笠木、排水溝、避雷設備、機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）、照明器具、懸垂物等、石綿等を添加した建築材料、外壁に緊結された広告板・空調室外機等	一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員（国等は2年以上の実務経験者で資格者証の交付を受けた者も可）	3年以内ごと*  ※外壁にタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等が使用されている場合は、10年を超えかつ3年以内の時期に全面打診点検等を行う必要がある。	官公法第12条第1項 官公則第1条 H20 国交省告示第1350号
■					建基法第12条第2項 建基令第16条 建基則第5条の2 H20 国交省告示第282号
■	昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員（国等は2年以上の実務経験者で資格者証の交付を受けた者も可）	1年以内ごと	建基法第12条第4項 建基則第6条の2 H20 国交省告示第283号
■		エレベーター (積載荷重 1t 以上)	十分な知識及び技能を有すると認められる職員又は登録性能検査機関等	性能検査 (1年以内ごとに1回) 定期検査 (1月以内ごとに1回)	人事則 10-4 第32条 人事則 10-4 (職員の保健及び安全保持)の運用について
□		エレベーター (積載荷重 0.25t 以上 1t 未満)		定期検査 (1月以内ごとに1回)	
□	簡易リフト (積載荷重 0.25t 以上)	定期検査 (1月以内ごとに1回) 荷重試験 (1年以内ごとに1回)			
□	建築物の昇降機以外の建築設備	無窓の居室又は火気を使用する室に設けられた換気設備、排煙設備、予備電源（自家発電装置含む）、自家用発電装置、非常用の照明装置、給水及び排水設備	一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員（国等は2年以上の実務経験者で資格者証の交付を受けた者も可）	1年以内ごと	官公法第12条第2項 官公則第2条 H20 国交省告示第1351号
■				1年以内ごと	建基法第12条第4項 建基令第16条 建基則第6条の2 H20 国交省告示第285号
■	防火設備	防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等	一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員（国等は2年以上の実務経験者で資格者証の交付を受けた者も可）	1年以内ごと	官公法第12条第2項 官公則第2条 H20 国交省告示第1351号 建基法第12条第4項 建基令第16条 建基則第6条の2 H28 国交省告示第723号

### 3) 法定点検等整理表 (作成例 3-3)

(2/3)

適用	点検項目等	点検対象の例示	点検資格者等	点検頻度	根拠法令等
■	支障がない状態の確認	建築物の敷地及び構造	—	概ね1年	官公法第13条第1項 国家機関の建築物及びその 附帯施設の保全に関する基準 (H17国土交通省告示第551号)
		建築設備 (昇降機を含む)		概ね6ヶ月~1年	
■	消防用設備等の点検	点検対象となる消防用設備等について具体的に記載する(例屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具・設備、排煙設備 等)	消防法施行令第36条第2項に定められた防火対象物(延べ1000㎡以上の特定防火対象物など)は、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検。政令で定められていない防火対象物は、自主点検でもよい	機器点検:6月に1回 総合点検:1年に1回	消防法第17条の3の3 消防令第36条第2項 消防則第31条の6
□	危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	・指定数量の10倍以上の危険物を取扱う一般取扱所 ・地下タンク貯蔵所(指定数量以上)等	危険物取扱者、危険物施設保安員	1年に1回以上	消防法第14条の3の2 危険令第8条の5
■	事業用電気工作物の保安規程による自主点検	電気設備(事業用電気工作物)	電気主任技術者	保安規程による	電気事業法第42条
■	機械換気設備の点検	機械による換気のための設備(空調設備、機械換気設備、換気扇等動力による換気のための設備すべてが対象)	—	初めて使用する とき、分解して改造、 修理の際及び2月以内 ごとに1回	人事則10-4第15条 事務所則第9条
■	ボイラーの性能検査、定期検査	ボイラー(小型ボイラーを除く)、第1種圧力容器(小型圧力容器を除く)	十分な知識及び技能を有すると認められる職員又は登録性能検査機関等	性能検査:1年以内 ごとに1回 定期検査:1月以内 ごとに1回	人事則10-4第32条 関係
■		小型ボイラー、小型圧力容器、第2種圧力容器		定期検査:1年以内 ごとに1回	
□	高圧ガスを用いる冷凍機	特定施設の1日の冷凍能力が20t(フロンガスの場合50t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機	高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関等	3年以内ごとに1回以上	高圧ガス保安法第35条
		特定施設以外の上記	冷凍保安責任者	1年以内ごとに1回以上	高圧ガス保安法第35条の2
□	ガス湯沸器、ガス風呂釜並びにこれらの排気筒等	ガス湯沸器、ガス風呂釜、これらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	ガス小売事業者	4年に1回以上	ガス事業法第159条第2項 施行規則第200、201、202条

### 3) 法定点検等整理表（作成例 3-3）

(3/3)

適用	点検項目等	点検対象の例示	点検資格者等	点検頻度	根拠法令等
□	浄化槽の水質検査、	対象となる浄化槽の種類（仕様）について記載する。	指定検査機関	使用開始後、3月を経過した日から5月間、その後は毎年1回	浄化槽法第7条～11条 施行規則第4、6条
	浄化槽の保守点検			○月に1回等	
	浄化槽の清掃			○月に1回等	
□	簡易専用水道の水槽の清掃、検査	水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> を超えるもの	—	1年以内ごとに1回	水道法第34条の2 施行規則第55、56条
■	排水設備の清掃	排水槽、排水ポンプ、排水管等	—	6月以内ごとに1回	建築物衛生法第4条 施行令第2条第2号 施行規則第4条の3
■				—	人事院規則10-4 第15条 事務所則第14条
■	清掃等及びねずみ等の防除	大掃除 ねずみ等の調査及び防除	—	6月以内ごとに1回	建築物衛生法第4条 施行令第2条第3号 施行規則第4条の5
■					人事院規則10-4 第15条 事務所則第15条
■	照明設備	労働者を常時就業させる室	—	6月以内ごとに1回	人事院規則10-4 第15条 事務所則第10条
■	空気環境の測定	浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量	—	2月以内ごとに1回	建築物衛生法第4条第 施行令第2条第1号
■		中央管理方式の空気調和設備を設けている室の一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温、外気温、相対湿度	—		人事院規則10-4 第15条 事務所則第7条
□	冷却塔、加湿装置等の清掃等	冷却塔、冷却水の配管、加湿装置	—	・使用開始時と使用開始後1月以内ごとに1回 ・1年以内ごとに1回	建築物衛生法第4条 施行令第2条第1号 施行規則第3条の18 人事院規則10-4 第15条 事務所則第9条の2
□	給水設備の水質検査	給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査、清掃	—	・検査は7日以内ごとに1回 ・清掃は1年以内ごとに1回	建築物衛生法第4条 施行令第2条第2号 施行規則第4条、第4条の2
□	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	対象の設備がある場合は記載する。	—	2月を超えない作業時期ごとに1回等	大気汚染防止法第2条、16条 施行令第1条、2条、別表第1、施行規則第15条
■	業務用冷凍空調機器の冷媒漏洩点検	簡易点検：全ての第一種特定製品 定期点検：電動機の定格出力7.5kw以上の機器	簡易点検：規定なし 定期点検：冷媒フロン類取扱技術者、冷凍空調技士等	簡易点検：3月に1回以上 定期点検：3年に1回以上 (電動機の定格出力により異なる)	フロン法第16条

注1) 上記整理表は、令和7年7月時点ですので、最新の法令に従い確認を行ってください。

【官庁営繕部 HP（参考）】 国家機関の建築物の点検

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000046.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000046.html)

注2) 建基法に基づく点検に係る国土交通省告示では、一定の検査項目について、他法令に基づく点検等の結果（記録）を確認することで12条の定期検査・点検を実施したものとできる旨の記載があるほか、官公法の確認においても同様の措置をとることができます。

#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

支障がない状態の確認項目・確認方法・判定基準・確認周期等は下記のとおりです。  
 建基法、官公法の点検や、その他の法定点検で同等の内容を行った項目は、その記録により、「確認」に換えることができます。

(1/10)

(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の確認優先順位 ※5	
敷地及び建物の各部	確認を要する状況					
他法令等に定めがある点検項目		他法令等に定める者による点検結果の確認	他法令等に定める判定基準を満足していないこと。	他法令等による	—	
建築物の敷地及び地盤面	地盤の不陸、傾斜等	目視により確認	一目で分かるき裂、不陸、傾斜、陥没があること。	1年	[I次]	
	敷地内の排水	目視により確認	排水に不良があること。	1年	[I次]	
	植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。	1年	Ⅲ次	
構造耐力上主要な部分 (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定するものをいう。)	基礎	基礎の外観及び沈下	目視及び建具の開閉具合等により確認 ・沈下、き裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 ・建具開閉に支障があること。	1年	I次	
	木造	土台の外観及び沈下	目視及び建具の開閉具合等により確認 ・土台の内部に及ぶ腐朽、損傷若しくは虫害があること。 ・緊結金物にさびその他の腐食があること。 ・建具開閉に支障があること。	1年	I次	
		壁の外観 柱の外観 小屋組の外観 斜材の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認 [木造] ・柱、はりに傾斜を生じさせる木部の腐朽があること。 ・緊結金物にさびその他の腐食があること。	1年	I次	
		組積造(補強コンクリートブロック造を除く)	床版の外観 屋根版の外観 はり、けたの外観	[組積造] ・れんが、石その他の組積材料間の目地及び他の材料との取合部におけるき裂又は移動を伴う緩みがあること。 ・建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形があること。 ・構造耐力を損なうおそれがあるき裂、損傷、変形又は腐食があること。	1年	I次
		補強コンクリートブロック造		[補強コンクリートブロック造] ・鉄筋のさびが流れ出ているき裂、損傷又は変形があること。 ・建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形があること。 ・構造耐力を損なうおそれがあるき裂、損傷、変形又は腐食があること。	1年	I次
		鉄骨造		[鉄骨造] ・柱の脚部のコンクリートに鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他の耐久性を損なうおそれがあるき裂があること。 ・柱又ははりにおける目視により認められる変形があること。 ・柱、はり、筋かい及びアンカーボルトにおける損傷又はさびその他の腐食(軽微なものを除く)があること。 ・鉄骨の部材の接合部における緩みがあること。 ・建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形があること。 ・構造耐力を損なうおそれがあるき裂、損傷、変形又は腐食があること。	1年	I次
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造		[鉄筋コンクリート造等] ・鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれのあるき裂があること。 ・柱又ははりにおける目視により認められる変形があること。 ・建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形があること。 ・構造耐力を損なうおそれがあるき裂、損傷、変形又は腐食があること。	1年	I次	
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けるもの(以下「建築非構造部材」という) ※1積雪、凍結 ※2災害対策 ※3危険物	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、ハラハット、建具	屋上面(陸屋根)の外観及び固定	目視及び歩行により確認 人の通行の支障となるひび割れ又は反りがあること。	1年	I次	
		バラベットの立上り面の外観及び固定	目視及びテストハンマー等による打診により確認 ・モルタル等の仕上材に一目で分かる白華、ひび割れ、浮きがあること。 ・パネルに破損があること。	1年	I次	
		笠木モルタルの外観及び固定	目視及びテストハンマー等による打診により確認 モルタルに一目で分かるひび割れ、欠損、浮きがあること。	1年	I次	
		金属笠木等の外観及び固定	目視及びテストハンマー等による打診又は触診等により確認 ・笠木に一目で分かるさびその他の腐食があること。 ・笠木の接合部に緩みがあり部分的に変形があること。	1年	I次	
		手すり、丸環等の外観及び固定	目視及び触診により確認 ・仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 ・接合部における緩みがあること。	1年	I次	
		排水溝回りの外観及び固定	目視及びテストハンマー等による打診により確認 ・排水溝のモルタルに一目で分かるひび割れ、浮きがあること。 ・ドレーンにさび、破損があること。	1年	I次	

#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

(2/10)

(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の 確認優先 順位 ※5	
敷地及び建物の各部	確認を要する状況					
屋根ふき材、 内装材、外装 材、帳壁、その 他これらに類 する用途に供 する建築物の 部分及び高架 水槽、冷却塔 その他建築物 の屋外に取り 付けるもの (以下「建築非 構造部材」と いう) ※1 積雪、凍 結 ※2 災害対策 ※3 危険物	屋根ふき材、内 装材、外装材、 帳壁、パラペッ ト、建具	勾配屋根の外観及 び固定	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視又はテ ストハンマー等による打診 により確認	・屋根ふき材に割れ、さびその他の腐食があること。 ・繋結金物に一目で分かる腐食があること。	1年	I次
	塔屋の外観	必要に応じて双眼鏡 を使用し目視により 確認	[補強コンクリートブロック造] き裂、剥落、欠損及び鉄筋のさび汁があること。 [鉄骨造] ・柱脚部のコンクリートに一目で分かるき裂がある こと。 ・柱、はりに変形、柱、はり、筋かい及びアンカーボ ルトに一目で分かる損傷、さびの腐食があること。 ・耐火被覆材にはく離があること。	1年	[I次]	
			[鉄筋コンクリート造等] ・鉄筋のさび汁があること。 ・柱、はりに一目で分かるき裂があること。 ・柱、はりに変形があること。	1年	[I次]	
	外装仕上げ材等の 外観及び固定	手の届く範囲を打診、 その他を目視で調査 し、異常があれば全面 打診等により調査	[タイル、石張り（乾式工法を除く）] タイル、石に落下のおそれがあるき裂その他の損 傷、変形、浮き若しくは白華があること。	1年	[I次]	
		必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認	[タイル、石張り（乾式工法）] ひび割れ、欠損があること。 [タイル、石張り以外] ・仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある き裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食がある こと。 ・接合部における緩みがあること。	1年	[I次]	
			[金属系パネル] パネル面又は取合い部にさびによる変形があるこ と。 [コンクリート系パネル] さび汁を伴ったひび割れ、欠損があること。	1年	[I次]	
	タラップ、庇、とい 等の外観	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認	・仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある き裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食がある こと。 ・接合部における緩みがあること。	1年	[I次]	
	附属仕上げ材、金 物等の外観及び固 定	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視又は 手の届く範囲をテスト ハンマー等による打診によ り確認	・仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある き裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食がある こと。 ・接合部における緩みがあること。	1年	II次	
	窓サッシ等の外観	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認	・サッシ等に腐食があること。 ・ネジの緩みによる変形があること。 ・開閉の支障となる変形があること。 ・気密性を損ない、かつ、室内環境に悪影響を及ぼ すき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	[I次]	
	バルコニーの外観 及び固定	目視及び触診により 確認	手すりに腐食、変形、ぐらつき、さび汁、さび、き 裂、剥落があること。	1年	[I次]	
	内装壁仕上げ材等 の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視又は 手の届く範囲をテスト ハンマー等による打診によ り確認	室内の仕上げに内装材のずれ、あばれ、き裂、浮き、 剥離、漏水による劣化又は損傷があること。	1年	II次	
	難燃材料又は準不 燃材料を必要とす る室の天井仕上げ 材の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視又はテ ストハンマー等による打診 により確認	室内の仕上げに浮き、たわみ又は剥落があること。	1年	[I次]	
	照明器具、懸垂物 等の落下防止対策 の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視又は 触診により確認	照明器具、給排気口又は懸垂物にさび、腐食、緩み、 変形があること。	1年	[I次]	
石綿使用材料	石綿含有を設計図書 等で調査 必要に応じて懐中電 灯を使用し目視によ り確認 専門業者による点検 結果の確認	表面に毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、損傷、 欠陥、床面に破片、下地と遊離があること。	3年	I次		
囲い込み又は封じ 込めによる石綿材 料の飛散防止措置	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認 専門業者による点検 結果の確認	石綿飛散防止剤又は囲い込み材にき裂、剥落等の劣 化又は損傷があること。	1年	I次		

#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

(3/10)

(い) 確認項目		確認を要する状況	(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の確認優先順位 ※5	
敷地及び建物の各部							
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けるもの（以下「建築非構造部材」という） ※1 積雪、凍結 ※2 災害対策 ※3 危険物	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、パレット、建具	災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路の外観、固定、及び作動	目視及び触診又は作動により確認	大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩みがあること。	大地震の発生時	[I次]	
		危険物を貯蔵し、又は使用する室の外観、固定、及び作動	目視及び触診又は作動により確認	・大規模な地震が発生した場合に危険物管理上支障となる損傷又は移動を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・モルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩みがあること。	大地震の発生時	[I次]	
	高架水槽、冷却塔、手すり、煙突、その他建築物の屋外に取り付けるもの	機器、工作物本体及び接合部の外観及び固定	目視及びテストハンマー等による打診により確認	・機器若しくは工作物本体にさび、腐食があること。 ・接合部にさび、腐食があること。	1年	高架水槽、冷却塔等 [I次]  (その他: II次)	
		支持部材等の外観及び固定	目視及びテストハンマー等による打診等又は触診により確認	・支持部材に緊結不良部分若しくは緊結金物に腐食があること。 ・基礎、架台部分にき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	II次	
		煙突本体及び建築物との接合部の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	・煙突本体に鉄筋の露出若しくは腐食又は一目で分かるさび、さび汁、ひび割れ、欠損があること。 ・建築物との接合部に鉄筋の露出若しくは腐食又は一目で分かるさび、さび汁、ひび割れ、欠損があること。	1年	[I次]	
		付帯金物等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	・付帯金物にさびその他の腐食があること。 ・緊結不良があること。	1年	II次	
		エキスパンションジョイント金物等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	・漏水、変形、さびその他の腐食、シーリングの破断があること。 ・接合部における緩みがあること。 ・部材に一目で分かるずれ、変形があること。	1年	II次	
		避雷設備（避雷針、避雷導線等）の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	・避雷針、又は避雷導線に腐食、破損若しくは破断があること。 ・接合部における緩みがあること。	1年	II次	
	屋上緑化設備の外観及び作動	植物根の損傷、排水、生育、灌水設備の損傷を目視により確認	・排水溝、ドレンに植栽土、枯葉等の堆積があること。 ・植栽に生育不良、枯損及び病害虫の発生、雑草の生育があること。 ・灌水、散水設備の損傷又は作動不良があること。	3ヶ月	III次		
床及び階段 ※4 UD	共通	床及び階段の共通部材の外観及び固定	目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積載又は運搬の支障となるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	II次	
		屋外階段の外観及び固定	目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。	1年	[I次]	
	居室の床	床材料の外観及び固定	目視及び歩行により確認	使用上の支障となる振動が発生するき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	II次	
	モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の建築材料を使用する床	仕上材料、下地の外観及び固定	目視及び歩行により確認	[仕上材料] タイル等の建築材料に剥落又は浮きがあること。 [下地又は仕上げ無し] ・木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に一目で分かるさびその他の腐食があること。 ・鋼材に著しいさび、腐食等があること。 ・コンクリート面に鉄筋露出又は一目で分かる白華、ひび割れ、欠損があること。	1年	II次	
	二重床	仕上材料、下地の外観、固定及び作動	・目視及び歩行により確認 ・配線取り出し口等の作動により確認	がたつきがあること。	1年	II次	
		階段その他に用いる滑り止め	階段等の材料の外観及び固定	目視及び歩行により確認	・滑り防止の支障となるおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・ぐらつきがあること。	1年	[I次]
		視覚障害者誘導用ブロック等	視覚障害者誘導用ブロック部材等の外観及び固定	目視及び歩行により確認	・視覚障害者の誘導その他の支障となるおそれがある建築材料のはく離、浮きがあること。 ・変退色があること。	1年	III次
	床点検口	点検口の部材の外観、固定及び作動	目視及び作動により確認	・がたつきがあること。 ・開閉不良があること。	1年	II次	



#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

(5/10)

(い) 確認項目			(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の確認優先順位 ※5
敷地及び建物の各部		確認を要する状況				
防火区画を構成する各部分(防火戸その他の防火設備を含む)その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画の部材の外観	目視により確認	各部材及び接合部にき裂その他の損傷があること。	1年	I次
		鉄骨の耐火被覆の外観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。	1年	I次
		防火区画を構成する床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	1年	II次
		防火区画を構成する壁の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	1年	II次
	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備本体と枠の外観及び固定	目視及び触診により確認	・防火区画の開口部に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。 ・取付けが堅固でないこと。	6ヶ月	I次
		防火設備の作動	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動により確認	・あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良があること。 ・感知器との連動に作動不良があること。	6ヶ月	I次
屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための建築物の部分	屋根材料の外観及び固定	目視及び触診により確認	・建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 ・コンクリート、モルタル、タイル、石、瓦、金属製カーテンウォールその他の建築材料にはく離又はこれらの接合部における緩みがあること。	1年	I次	
		目視及びテストハンマー等による打診により確認	・建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 ・コンクリート、モルタル、タイル、石、瓦、金属製カーテンウォールその他の建築材料にはく離又はこれらの接合部における緩みがあること。	1年	I次	
	排水溝の外観	目視により確認	ルーフトレンドレン及びびといに排水不良があること。	1年	I次	
	建具回りの外観	目視により確認	建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	I次	
静穏を必要とする室	静穏に必要な部材の外観	目視、聴診及び建具の開閉具合等により確認	壁、窓、出入口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分に防音上の支障となるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	III次	
建具 ※4 UD	共通	建具の外観及び作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	・開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良があること。 ・気密性を損ない、かつ、室内環境に悪影響を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	[I次]
	自動扉その他自動的に開閉するもの	自動扉の作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	センサー、制動装置その他の安全装置に作動不良があること。	3ヶ月	I次
階段、バルコニーその他の建築物の部分に設ける防護柵、手すりその他	階段各部の外観及び固定	目視及び触診により確認	・歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。 ・接合部における緩みがあること。	1年	I次	
		目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。	1年	I次	
	非常用エレベーター乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。	1年	I次	
	避難上有効なバルコニーの手すり等の劣化、損傷	目視及びテストハンマー等による打診により確認	・さびその他の腐食があること。 ・接合部における緩みがあること。	1年	I次	
	避難器具の外観及び作動	目視及び作動により確認	・避難ハッチに開閉不良があること。 ・避難器具が使用できないこと。	6ヶ月	I次	
	防護柵の外観	目視により確認	・安全かつ円滑な利用の支障となるおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部における緩みがあること。	1年	III次	
	防煙壁の外観	目視により確認	防煙壁にき裂、破損、変形があること。	6ヶ月	II次	
屋内及び屋外の案内表示	案内表示の外観	目視により確認	・容易に確認でき、かつ、利用者を目的に円滑に誘導することの支障となるき裂、その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色があること。 ・脱落があること。	1年	III次	

#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

(6/10)

(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の 確認優先 順位 ※5	
敷地及び建物の各部	確認を要する状況					
建築設備	共通	全ての機器類の作動	・目視、聴診(異音)、触診(発熱)、振動及び臭気(異臭)により確認 ・専門業者による点検			
		基礎、架台の外観	・目視により確認 ・専門業者による点検結果の確認	基礎、架台部分にき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。		
	設備機器	分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定	目視により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	[I次]
		端子盤の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	I次
		照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	I次
		監視カメラの外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		自動火災報知装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	6ヶ月	II次
		音声誘導装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		インターホンの外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		トイレ等呼出装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		太陽光発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		風力発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		構内情報通信網装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	[I次]
		構内交換機(PBX)の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		拡声装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		映像、音響装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		情報表示装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		テレビ共同受信装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	I次
		テレビ電波障害防除装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次

#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

(7/10)

(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の 確認優先 順位 ※5	
敷地及び建物の各部	確認を要する状況					
建築設備	設備機器	駐車場管制装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅱ次
		入退室管理装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅱ次
		航空障害灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅱ次
		予備電源の外観及び固定	・目視により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・キュービクルの本体及び接合部に腐食又は緩みがあること。 ・蓄電池に損傷、腐食、液漏れがあること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷があること。 ・基礎架台への取付けが堅固でないこと。	1年	Ⅰ次
		自家発電装置の外観及び固定	・目視により確認 ・専門業者による点検結果の確認	[発電機及び原動機] ・端子部の締め付けに緩みがあること。 ・計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること。 ・原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れがあること。 ・基礎架台への取付けが堅固でないこと。 ・燃料が無い又は少ないこと。 [セル用蓄電池] ・電気ケーブルとの接続部に緩みがあること。 ・蓄電池に漏液があること。 [燃料配管、冷却水配管] 接続部に漏洩があること。 [計器類及びランプ類] 発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチに指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。 [接地線] 接続部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅰ次
		外灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅱ次
		電光掲示板の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅱ次
		構内配電線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	き裂、損傷、変色、腐食、変形、周辺の沈下、電線の劣化、断線があること。	1年	Ⅰ次
		構内通信線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	き裂、損傷、変色、腐食、変形、周辺の沈下、電線の劣化、断線があること。	1年	Ⅰ次
		熱源機器(冷凍機、冷却塔、ボイラー等)の外観及び固定	・目視、振動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年ただし、冷暖房に使用する場合は6ヶ月	Ⅱ次
		製缶類(オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等)の外観及び固定	・目視により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・製缶類に腐食又は漏れがあること。 ・上部に駐車していること。	1年	Ⅱ次
		空気調和機等(空調機、ファンコイル、空気清浄装置等)の外観及び固定	・目視、振動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	6ヶ月ただし、夏又は冬のみ使用の場合は1年	Ⅱ次
		送風機類の外観及び固定	・目視、振動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	6ヶ月	Ⅱ次
		ポンプ類の外観及び固定	・目視、振動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	6ヶ月	Ⅰ次

#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

(8/10)

(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の確認優先順位 ※5	
敷地及び建物の各部	確認を要する状況					
建築設備	設備機器	消火機器（消火器含む）の外観及び固定	・目視又は触診により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。 ・ヘッドに一目で分かる傾き、変形、腐食があること。	6ヶ月	Ⅱ次
		中央監視装置の外観及び固定	・目視により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅱ次
		自動制御機器の外観及び固定			1年	Ⅱ次
	配線、配管及び風道その他のダクト	ダクト（給排気口含む）の外観及び固定	目視又は触診により確認	・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・ダクト及び接続部に一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は緩みがあること。 ・給排気口に通気不良があること。	1年	Ⅱ次
		防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動		・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。 ・ダンパーに作動不良があること。 ・感知器との連動に作動不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
		支持金物の外観及び固定		・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅱ次
		配管の外観及び固定		・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。 ・配管に腐食又は漏水があること。	1年	Ⅱ次
		配線の外観及び固定		・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。 ・配線に汚損、損傷、変色、腐食、断線、変形があること。	1年	Ⅱ次
		昇降機 ※4 UD	昇降機の外観及び作動	・目視及び作動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・安全装置に作動不良があること。 ・ガイドレール、巻き上げ機等に損傷、変形又は腐食があること。	1年
	排煙設備	排煙機等の外観、固定及び作動	・目視、触診及び作動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・基礎架台への取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・運転時に異常音若しくは異常な振動がある。 ・燃料が無い又は少ないこと。 ・予備電源による作動に不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
		ダクト（排煙口等含む）の外観、固定及び作動		・接続部若しくは吊りボルトの取付けが堅固でないこと。 ・ダクト及び接続部に一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・排煙ダクトの断熱材に欠落又は損傷があること。 ・排煙口と排煙機の連動に作動不良があること。 ・排煙口に通気不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
		非常用電源		作動不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
		操作機器等の外観、固定及び作動		・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・排煙口の手动開放装置に作動不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
		中央管理方式による制御の作動	・作動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	6ヶ月	Ⅱ次
	換気設備	送風機類の外観、固定及び作動	・目視、触診、聴診（異音）及び作動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・運転時に異常音、異常な振動又は異常な発熱があること。	1年	Ⅱ次
		ダクト（給排気口含む）の外観、固定及び作動	・目視及び触診により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・ダクト及び接続部に一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・給排気口に通気不良があること。	1年	Ⅱ次
		防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動		・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・ダンパーの作動不良があること。 ・感知器との連動に作動不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次

#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

(9/10)

(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の確認優先順位 ※5	
敷地及び建物の各部	確認を要する状況					
建築設備	非常用の照明設備	非常用照明の作動	目視及び作動により確認	照明に点灯不良又は予備電源に作動不良があること。	6ヶ月	I次
	給水設備及び排水設備	給排水配管の外観及び固定	目視及び触診により確認	・配管に腐食又は漏水があること。 ・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。	1年	I次
		温熱源機器（ボイラー、湯沸し器等）の外観、固定及び作動	・目視、聴診（異音）、触診（発熱）、振動及び臭気（異臭）により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・運転中に異常音、異常な振動又は発熱があること。	1年	II次
		ポンプ類の外観、固定及び作動	・目視、聴診（異音）、触診（発熱）、振動及び臭気（異臭）により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・運転中に異常音、異常な振動又は発熱があること。	6ヶ月	II次
		タンク類の外観及び固定	目視及び触診により確認	本体、架台に損傷、変形、腐食、漏水又は基礎にき裂があること。	1年	I次
		排水槽の外観	目視により確認	排水槽に漏れがあること。	6ヶ月	I次
		浄化槽の外観、固定及び作動	・目視及び触診により確認 ・専門業者による点検結果の確認【排出水の測定】	・マンホールの割れ、変形、ぐらつきがあること。 ・浄化槽に漏れがあること。	4ヶ月	II次
		排水再利用システム等の外観、固定及び作動	・目視及び触診により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。	1年	II次
		衛生器具の外観及び固定	目視及び触診により確認	・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。	1年	I次
		間接排水の外観	目視により確認	一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。	1年	II次
		井戸の外観、固定及び作動	・目視、触診、聴診（異音）及び作動により確認 ・専門業者による点検結果の確認	・取付けが堅固でないこと。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・運転中に異常音、異常な振動又は異常な発熱があること。	1年	II次
	煙突、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物 ※1 積雪、凍害 ※3 災害対策		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀の外観	目視及び下げ振り等により確認	・転倒のおそれがある傾斜があること。 ・一目で分かるひび割れ、破損が生じていること。	1年
		擁壁躯体の外観及び擁壁の水抜きパイプの詰まり	・必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認 ・手の届く範囲は必要に応じて棒の挿入により確認	・転倒のおそれがある傾斜があること。 ・一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・目地部より土砂が流出していること。 ・水抜きパイプに詰まりがあること。	1年	[I次]
		門扉の外観及び作動	目視及び触診又は作動により確認	・転倒のおそれがある傾斜があること。 ・き裂その他の損傷若しくは腐食、接合部における緩みがあること。 ・一目で分かるさび又は損傷があること又は作動不良があること。	1年	II次
		鉄塔の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認	・転倒のおそれがある傾斜があること。 ・基礎にき裂、欠損、さび汁があること。 ・鉄塔に一目で分かるき裂、変形、塗装の劣化、さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。	1年	II次
		広告塔の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認	・転倒のおそれがある傾斜があること。 ・基礎にき裂、欠損、さび汁があること。 ・広告塔に一目で分かるき裂、変形、塗装の劣化、さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。	1年	III次

#### 4) 支障がない状態の確認項目等（作成例 3-4）

(10/10)

(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期	(ほ) 災害後の確認優先順位 ※5
敷地及び建物の各部	確認を要する状況				
駐車場及び敷地内の通路 ※4 UD	駐車場、車路の外観	目視により確認	・人の通行及び物品の積載及び運搬に支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 ・コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料にはく離があること。 ・出入口ミラー、区分の白線の視認性に支障があること。 ・車止めにぐらつきがあること。	1年	I次
	歩道、玄関ポーチ等の外観	目視及び歩行により確認	・人の通行及び物品の積載及び運搬に支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ・コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料にはく離があること。	1年	[I次]
災害応急対策を行うために必要な建築物等	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備の外観	目視により確認	建築物等の浸水を防御する機能上に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	I次
免震構造又は制震構造の建築物等	免震装置又は制振装置の外観	目視により確認	免震又は制振の効果を損なうおそれがある部材及び機構のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがあること。	1年	[I次]
特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認	・膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。 ・膜張力又はケーブル張力が低下していること。	1年	I次

- ※1 「積雪、凍結その他による被害が生ずるおそれがある地域における建築物等」に該当する場合は「積雪、凍結その他により、落下その他の屋外の安全上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食」についても確認する。
- ※2 「災害応急対策を行うために必要な建築物等 災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路」に該当する場合は「大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部の緩み」についても確認する。
- ※3 「危険物を貯蔵し、又は使用する建築物等」に該当する場合は「大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部の緩み」についても確認する。
- ※4 「不特定かつ多数の者が利用する建築物等」に該当する場合は「高齢者、身体障害者等の円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の材料のはく離」についても確認する。
- ※5 (ほ) 災害後の確認優先順位は、I次を優先確認とし、II次、III次の順に行うものとする。また、[I次]は、BCPでの対応が想定される項目

注) 上記確認項目は、令和7年7月時点ですので、最新の法令に従い確認を行ってください。

【官庁営繕部 HP (参考)】 支障がない状態の確認

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000042.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000042.html)

## 5) 取扱資格者一覧表（作成例 3-5）

庁舎を運用するために必要となる取扱資格者及びその対象は、次のとおりです。

資格名称	対象項目	担当者名	緊急連絡先	登録番号
防火管理者	消防計画等の作成	管理官署	000-000-0000 (内線 0000)	
建築物環境衛生 管理技術者	給排水の管理 空調換気の管理 清掃の管理	維持管理業務 責任者	000-000-0000 (内線 0000)	
電気主任技術者	受変電設備の管理 電気機器の管理	維持管理業務 責任者	000-000-0000 (内線 0000)	

## 6) 届出書類一覧表（作成例 3-6）

庁舎の建設において関係官公署に届出した書類の名称、届出先等は、次のとおりです。

(1/2)

書類名称	届出先	届出者取扱責任者	届出年月日番号
<建築物>			
計画通知書（建築物）	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
建築物エネルギー消費性能 適合性判定の申請関係			令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
建築工事届	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
確認済証	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
工事完了通知書	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
検査済証	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
建築物における衛生的環境 の確保に関する法律の特定 建築物の届出書	〇〇保健所		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
<昇降機>			
計画通知書（昇降機）	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
確認済証（昇降機）	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
工事完了通知書（昇降機）	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
検査済証（昇降機）	〇〇市		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
<消防>			
消防用設備等着工届出書	〇〇消防署		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
消防用設備等設置届出書	〇〇消防署		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
少量危険物貯蔵取扱所設置 届出書	〇〇消防署		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
防火対象物使用開始届出書	〇〇消防署		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
消防用設備等検査済証	〇〇消防署		令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇第〇〇号
消防計画作成届出書	〇〇消防署		
<電気>			
電気使用申込書	〇〇電力		
工事計画届出書	〇〇産業保安監督部		
保安規定届出書	〇〇産業保安監督部		

6) 届出書類一覧表 (作成例 3-6)

(2/2)

書類名称	届出先	届出者取扱責任者	届出年月日番号
<電気>			
自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書	〇〇産業保安監督部		
保安管理業務外部委託申請書	〇〇産業保安監督部		
<給排水>			
給水装置工事施工承認申込書	〇〇水道局		
大量排水に関する事前協議書	〇〇市		
雨水流出抑制施設設置計画書	〇〇市		
排水設備計画届出書	〇〇市		
<空調>			
高圧ガス製造届	〇〇県〇〇課		
第二種圧力容器製造届	(一社) 日本ボイラ協会		

今後、下記の届出等が施設管理者等から必要になります。(法定点検整理表に記載されていない項目)

届出等名称	届出先	適用法令	届出等頻度
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	〇〇市長(政令市等)又は〇〇知事	ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正な処理の推進に関する特別措置法	1回/年 毎年6月末
再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報	(宛先) 経済産業大臣 (提出先) 管轄の経済産業局	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	・発電設備が運転開始した日から一ヶ月以内に設置費用報告 ・発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年1回運転費用報告

## 7) 設計及び工事担当者一覧表（作成例 3-7）

庁舎の建設を担当した設計業務受注者、工事監理業務受注者、工事受注者の名称、連絡先等は、次のとおりです。

〇〇地方合同庁舎における設計及び工事担当者一覧表

区分	業務又は工事名称	受注者名	電話番号	住所
設計	〇〇地方合同庁舎設計業務			
工事監理	〇〇地方合同庁舎建築工事監理業務			
	〇〇地方合同庁舎設備工事監理業務			
工事	〇〇地方合同庁舎建築工事			
	〇〇地方合同庁舎電気設備工事			
	〇〇地方合同庁舎機械設備工事			
	〇〇地方合同エレベーター設備工事			

## 8) 資材・機材一覧表（作成例 3-8）

<建築意匠>

### ■外部仕上げ材料表

部位	資材名	製造業者名	代理店名		備考
			会社名	電話番号	
屋上	アスファルト防水 〇〇工法	〇〇〇株式会社	株式会社 〇〇産業	0000-11-2222	
機械基礎 庇・ハラハット					
ハト小屋屋根					
1F外部(地下部)					
ピット外部					
5F室外機置場					
階段4					
受水層					
受水層					
水切 1F部As部					
通用口					
通用口					
外壁					
階段4まわり					
庇上裏					
外部SD					
階段4踊り場					
庁舎縦樋					
庁舎縦樋					
車庫屋根					
車庫壁					
車庫軒樋					
車庫縦樋					
車庫笠木					
車庫庇					
自転車置場屋根					

\*作成例では代表的な資材を記載していますが、説明書を作成する際は、監督職員と協議して記載する資材を決定してください。

## 8) 資材・機材一覧表（作成例 3-8）

### ■内部仕上げ材料表（No.1）

仕上げ一覧						
上段:仕上げ材名称 下段:メーカー、品番等						
階数	室名	床	巾木	壁	天井	備考
1	風除室	300角磁器質タイル (株)〇〇〇 品番等	木巾木 H60 CL塗装	EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗 △△△(株) 品番等	DR ロックール化粧吸音板 □□□(株) 品番等	
1	物入					
1	エントランスホール					
1	ゴミ置き場					
1	庁舎管理室					
1	廊下					
1	機械室					
1	消火ポンプ室					
1	自販機置場					
1	(町)開架書庫					
1	(町)読み聞かせ室					
1	(町)事務室					
1	(町)更衣室					
1	(町)倉庫					

\*作成例では代表的な仕上げを記載していますが、説明書を作成する際は、監督職員と協議して記載する資材を決定してください。

## 8) 資材・機材一覧表（作成例 3-8）

### ■内部仕上げ材料表（No.2）

仕 上 げ 一 覧						
階数	室 名	床	巾 木	壁	天 井	備考
						上段:仕上げ材名称 下段:メーカー、品番等
1	(町)授乳室					
1	(町)子供用便所					
1	ブックポスト					
2	(町)閉架書庫					
2	(町)機械室					
2	(職)事務室(1)					
2	(職)事務室(2)					
2	(職)会議室					
2	(職)書庫					
2	(職)耐火書庫					
2	(職)通信機械室					
2	(国町)共用会議室					
2	収納2					
2	(国)共用会議室					

\*作成例では代表的な仕上げを記載していますが、説明書を作成する際は、監督職員と協議して記載する資材を決定してください。

## 8) 資材・機材一覧表 (作成例 3-8)

<電気設備> 1/2

設備種別等	機材名	製造者名	製造者 型番	製造年月	代理店名 代理店 TEL
受変電設備	遮断器				
	継電器類				
	変圧器				
	メータ				
	LBS				
	配線用遮断器				
	UGS				
自家発電	発電機				
直流電源	蓄電池				
中央監視設備	中央監視装置				
動力設備	動力盤				
	遮断器				
	手元開閉器				
電灯設備	分電盤				
	遮断器				
照明器具	LED 照明				
	LED 照明				
	ダウンライト				
コンセント	コンセント				
	OA コンセント				
放送設備	放送アンプ				
	スピーカ				
電気時計	電気時計				
テレビ共同受信設備	アンテナ				
	分配器・分岐器				

## 8) 資材・機材一覧表（作成例 3-8）

### <電気設備> 2/2

設備種別等	機材名	製造者名	製造者 型番	製造年月	代理店名 代理店 TEL
監視カメラ	モニタ				
	録画装置				
	カメラ				
誘導支援	インターホン				
	トイレ呼出				
	警報表示装置				
自動火災報知 設備	受信機				
	感知器				
太陽光発電設 備	太陽電池				
	パワコンディショナ				
	日射計・気温計				
避雷針設備	避雷針				

\*作成例では代表的な機材を記載していますが、説明書を作成する際は、監督職員と協議のうえ記載する機材を決定してください。

## 8) 資材・機材一覧表（作成例 3-8）

### <機械設備>

設備種別等	機材名	製造者名	製造者 型番	製造年月	代理店名 代理店 TEL
空気調和設備	パッケージ形空気調和機				
換気設備	全熱交換ユニット				
	消音ボックス送風機				
	換気扇				
給水設備	小形給水ポンプユニット				
給湯設備	貯湯式電気温水器				
衛生器具	洋風便器				
	小便器				
排水設備	排水用水中モーターポンプ				
配管等	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452 (冷温水、雑排水、消 火)				
	ステンレス鋼管 SUS304 (給水)				

\*作成例では代表的な機材を記載していますが、説明書を作成する際は、監督職員と協議のうえ記載する機材を決定してください。

---

## 9) 官公署連絡先一覧表（作成例 3-9）

---

庁舎に関する官公署の連絡先は、次のとおりです。

官公署連絡先一覧表

分類	官公署名	電話番号	住所
警察	〇〇警察署		
消防	〇〇消防署		
労働基準監督署	〇〇労働基準監督署		
救急病院	〇〇病院		
電力会社	〇〇電力(株)		
電話会社	NTT〇日本〇〇支社		
特定行政庁	〇〇市役所		
上下水道事業者	〇〇水道局		
ガス会社	〇〇ガス(株)		
保健所	〇〇保健所		
〇〇	〇〇局〇〇部		

## 4. 保全計画



### 3) 年度保全計画（作成例 4-3）

表-2は、保全の様式で示す、年度保全計画の様式となります。

施設管理者は、庁舎の年度保全計画の作成に当たり、保全業務の対象（保守、清掃、修繕等）、作業内容、実施時期等を検討し、必要な項目を記載するようにしてください。

表-2 ○○庁舎年度保全計画（参考様式）

別添2

保全計画 様式2

年度保全計画 年 度：  
施設名称：

大項目	中項目	作業名称	予定金額 (千円)	月												備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
維持管理 ・点検																	
修繕・更新																	

※保全計画の作成に当たっては、様式を下記 HP よりダウンロードできます。

(BIMMS—N の「調査関連資料」メニューの「連絡文書」からも可能)

また、作成に当たっては、「官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き（案）」も参考と  
してください。

**【官庁営繕部 HP】**

保全台帳及び保全計画書の様式の取扱いについて

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000002.html)

官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き（案）

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000029.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000029.html)

なお、中長期保全計画については BIMMS—N の機能を活用することで、簡易に計画を作成・  
更新できます。

## 5. 保全台帳

---

## 1) 保全台帳の概要（作成例 5-1）

---

保全台帳とは建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴等を記録したものです。保全業務を委託する場合は、委託業者が所定の様式で報告書を作成しますので、保全台帳同様、整理及び保管が必要です。

なお、保全業務に関する情報を記録することにより、次のような効果が期待できます。

- (1) 庁舎に対する各種問い合わせや調査に対応できます。
- (2) いつ、どのような保全を行ったか又はどのような故障が発生したかを記録することによって、保全計画の見直しができます。
- (3) 保全台帳の記録を分析及び評価することによって、次年度の庁舎の運用方法や保全業務の改善の検討ができます。

保全台帳の様式データは、B I M M S - N の「調査関連資料」メニューの「連絡文書」からダウンロードできます。また、B I M M S - N の機能によっても、点検及び確認の結果や修繕履歴を記録することもできます。このほか、保全台帳の作成に当たっては、「4. 保全計画」で取り上げた「官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き（案）」も参考としてください。

---

## 2) 建築物等の概要（作成例 5-2）

---

庁舎の概要は説明書の構成上、P〇〇「2. 使用の手引き 2) 施設概要」に記載しました。

### 3) 点検及び確認記録 (作成例 5-3)

表-3は、保全の様式で示す、点検及び確認記録の様式となります。

施設管理者は、「点検及び確認記録」に「建築基準法第12条で定める点検」、「官公庁の建設等に関する法律第12条で定める点検」、「官公庁施設の建設等に関する法律第13条に基づく確認」及び「3. 保全の手引き」の「3) 法定点検等整理表」を参考にして、法令等の対象部位・項目の有無を記載し、必要な点検及び確認を実施するとともに、結果の記録を作成してください。

また、委託業者の報告書を準用する場合は、そこから必要な項目を取り出して点検及び確認の記録を作成することになります。

表-3 点検及び確認記録 (参考様式)

別添1  
保全台帳 様式2

点検及び確認記録

施設名称:

点検・確認項目	関係法令	対象の有無	点検周期	最終点検実施年月	次回点検実施年月	実施結果	問題の内容	備考
1 建築物の敷地及び構造の点検	建基法第12条 官公法第12条							
2 昇降機の点検	建基法第12条 人事院10-4第32条							
3 建築物の昇降機以外の建築設備の点検	建基法第12条 官公法第12条							
4 支障がない状態の確認	H17国交省告示 第551号							
5 消防用設備等の点検	消防法第17条							
6 危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	消防法第14条							
7 事業用電気工作物の保安規定による自主点検	電気事業法第42条							
8 機械換気設備の点検	人事院10-4第15条							
9 ボイラーの性能検査、定期点検	人事院10-4第32条							
10 浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	浄化槽法第7~11条							
11 簡易専用水道の水槽の清掃、検査	水道法第34条							
12 排水設備の清掃	建築物衛生法第4条							
13 清掃等及びねずみ等の防除	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
14 空気環境の測定	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
15 冷却塔、加湿装置等の清掃等	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
16 給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	建築物衛生法第4条							
17 ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	大気汚染防止法 第16条							
18								
19								

---

#### 4) 修繕履歴 (作成例 5-4)

---

表-4は、保全の様式で示す、修繕履歴の様式となります。施設管理者において、修繕履歴を継続的に記録してください。

表-4 修繕履歴 (参考様式)

別添1

保全台帳 様式3

修繕履歴

施設名称:

番号	実施年月	件名	修繕内容	金額 (千円)	受注者
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

---

#### 5) その他の項目の記録 (作成例 5-5)

---

その他に保全台帳に記録する項目として、光熱水使用量及び費用、維持管理費、法令による測定等、警備、清掃、植栽管理の実施状況等があります。保全業務を委託する場合は、委託業者の報告書を準用するか、そこから必要な項目を取り出して保全台帳を作成することになります。